

志木地区衛生組合
循環型社会形成推進地域計画

平成 24 年 1 月

平成 25 年 6 月改正

志木地区衛生組合
志木市、新座市、富士見市

目 次

	Page
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) 広域化の状況.....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
3 施策の内容.....	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制.....	7
(3) 処理施設の整備.....	9
(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの.....	9
(5) その他の施策.....	10
4 計画のフォローアップと事後評価.....	11
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11
別 添 資 料.....	13
別添資料 1 対象地域図	14
別添資料 2 富士見市環境センター配置図.....	14
別添資料 3 現有処理施設の概要.....	15
別添資料 4 分別区分説明資料	16
別添資料 5 目標の設定に関するグラフ等.....	17
様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1.....	20
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2.....	22
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	23
参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）	25
参考資料様式 6 計画支援概要	26

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 志木市、新座市、富士見市
面積 51.56k m²
人口 339,888人 (平成23年10月1日現在)

(内 訳)

	志木市	新座市	富士見市	合計
面積 (k m ²)	9.06	22.80	19.70	51.56
人口 (人)	71,269	161,062	107,557	339,888

注. 人口：平成23年10月1日現在

志木市、新座市、富士見市は、埼玉県の南東部に位置し、東京の近郊であり、県庁所在地までも近いという立地条件から、昭和40年頃から住宅地として開発され、鉄道や道路の整備と相まって人口が急増した。

しかし、その一方で自然や田園風景も多く残されており、昔ながらの「武蔵野」の面影を感じることのできる風情のある地域である。



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成 23 年度現在、志木市、新座市、富士見市（以下「構成市」という。）から排出されるごみは、それぞれの市が収集・運搬を行い、志木地区衛生組合（以下「組合」という。）のごみ処理施設に搬入している。

本組合では、富士見環境センター及び新座環境センターの焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設で中間処理を行っている。

なお、本組合は最終処分場を保有していないため、中間処理に伴い生じた残渣物（焼却残渣、不燃残渣等）は、寄居町の埼玉県環境整備センターや民間業者の処分場などで資源化及び埋立処分している。

行政が収集するごみ（家庭系ごみ）については、粗大ごみを除き、無料で収集・処理されている。また、事業系ごみや一時多量ごみなどを組合に直接搬入する場合には、搬入時に処理手数料を支払うことになっている。

本組合では、家庭系ごみの有料化を行っていないが、最終処分場を保有していないことから、構成市との協力体制の下でごみ減量やリサイクルの推進に努力しており、3市の1人1日当たりのごみ排出量は埼玉県の平均を下回る水準、再生利用率は埼玉県の平均を上回る水準を維持している。

現在、組合が保有するごみ処理施設のうち、富士見環境センター粗大ごみ処理施設及び有価物回収施設において、老朽化に伴う処理能力の低下が目立つため、施設の更新による処理能力の回復が必要である。

今後も引き続き、ライフスタイルの見直しや分別徹底などによるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図るものとする。

(4) 広域化の状況

本組合では、埼玉県が広域化計画を策定する以前の昭和 39 年度から志木市、新座市、富士見市の 3 市を構成市として一部事務組合を設立し、ごみ処理経費削減のため広域的なごみ処理に取り組んできた。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

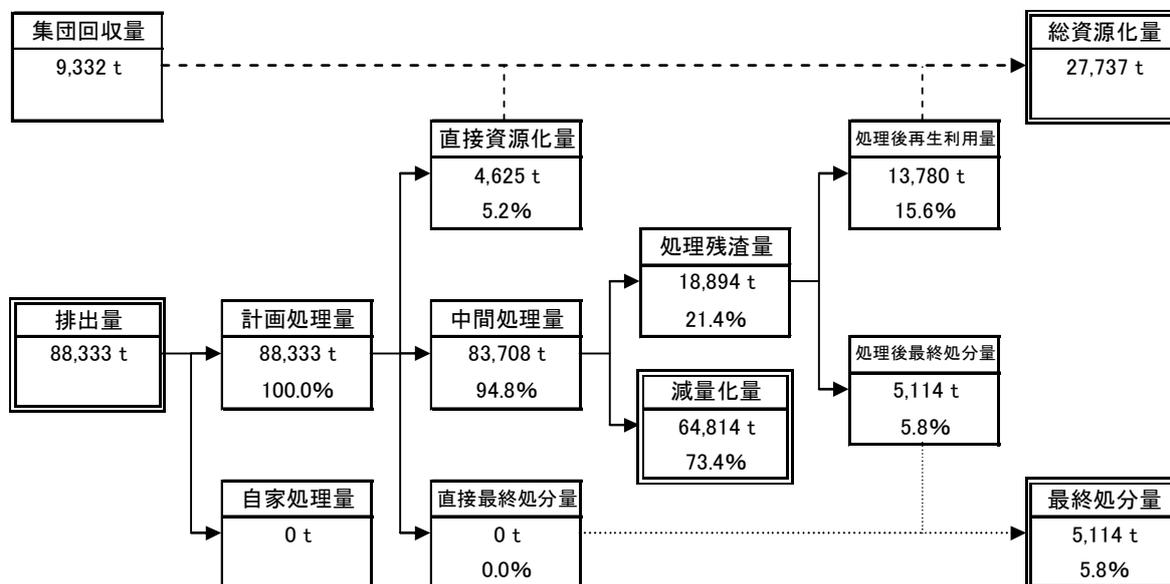
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、97,665 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 27,737 トン、リサイクル率（＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)／(ごみの総処理量＋集団回収量)）は 28.4%である。

中間処理による減量化量は 64,814 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 73.4%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.8%に当たる 5,114 トンが埋め立てられている。

中間処理量のほとんどは焼却処理量が占めており、焼却施設（3 施設）では、余熱利用として温水の場内利用等が行われている。



- 注 1. 平成 22 年度の実績には、処理残渣量として処理後再生利用量、処理後最終処分量の他に保管等されるものがある。
 2. 下段数値は、計画処理量に対する割合を示す。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (平成22年度)	目標(割合 ^{※1}) (平成29年度)
排出量	事業系	総排出量	15,575 トン
		1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.53 トン/事業所
	家庭系	総排出量	72,758 トン
		1人当たりの排出量 ^{※3}	179 kg/人
合計	事業系家庭系排出量合計	88,333 トン	81,042 トン (-8.3%)
再生利用量	直接資源化量	4,625 トン (5.2%)	3,265 トン (4.0%)
	総資源化量	27,737 トン (28.4%)	27,112 トン (30.0%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	-	-
減量化量	中間処理による減量化量	64,814 トン (73.4%)	58,656 トン (72.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	5,114 トン (5.8%)	4,714 トン (5.8%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

ただし、総資源化量のみ排出量と集団回収量の合計に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 四捨五入の関係上、個々の数値の和と合計の値が一致しない場合がある

《指標の定義》

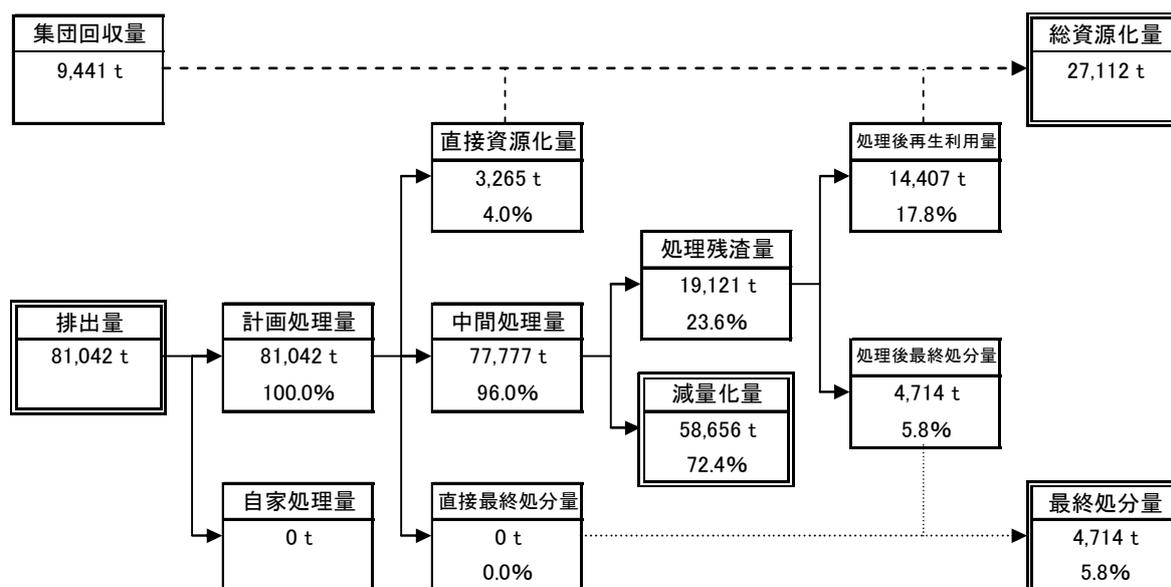
排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



注1. 下段数値は、計画処理量に対する割合を示す。

2. 四捨五入の関係上、個々の数値の和と合計の値が一致しない場合がある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成29年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ごみの発生抑制、再使用については、構成市との連携の下で以下の施策を推進している。

ア 意識啓発

広報紙やホームページなどのメディアを通じて、各種の広報活動等を行っている。

また、イベント開催時に、ごみの発生抑制・資源化の推進等に向けた啓発活動を行っている。

イ 環境教育

ごみ処理施設の見学などを積極的に受け入れ、ごみ処理の現状・課題やごみ処理に要する経費の周知などにより、ごみ減量に対する意識の向上を図っている。

ウ 事業者に対する指導

事業系ごみに対する搬入時の確認を徹底し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するなど、事業者に対して事業系ごみの分別徹底を指導することにより、事業系ごみの発生抑制、資源化を図る。

エ 処理手数料適正化のための定期的な検討

直接搬入ごみについては、分別徹底等により減量化・資源化を推進するよう、適正な処理手数料を徴収することにより、排出者に対する経済的動機づけ（インセンティブ）を与える。このため、処理手数料については定期的に検討を行うものとする。

オ 家庭系ごみの有料化の検討

平成 23 年度現在、構成市において、行政が収集するごみ（家庭から排出されるごみ）については、粗大ごみを除き、原則無料で収集・処理されている。

平成 20 年 7 月の家庭系ごみ有料化検討協議会での最終検討結果では、分別の啓発を進めるとともに、ごみの発生抑制を一層推進し、これらを徹底してもなお減量化が望めないときは、構成市とともに検討を行うものとされている。

カ 再生家具の販売

組合のリサイクルプラザ利彩館では、一般家庭から不用品として捨てられた家具を修理・再生し、安価で抽選販売している。その他、エコ文具の展示・販売、リサイクル文庫、リサイクル工房、施設見学などの事業を行い、地域住民に対するごみ減量やリサイクルへの意識の向上などを推進している。

キ 家庭から排出される生ごみの減量化

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄を出来るだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努める。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理容器での処理等により、減量化を推進する。

家庭での生ごみの減量化を推進するため、新座市では生ごみ処理容器等の購入助成を実施している。また、生ごみ処理容器の利用実態と効果について広く広報し、市民への周知を図る。

ク 公共施設から排出される生ごみの堆肥化

富士見市では、給食センターや保育所などの公共施設から排出される生ごみを早期に減量化、資源化するため、堆肥化プラントを持つ専門業者が一括して回収し、堆肥化する方法を実施している。生成堆肥は市民に無償で提供している。

また、新座市でも、市内の6校を対象として、学校給食の残渣を食品リサイクル事業者で堆肥化する事業が平成23年度から開始された。本事業は、今後10年間で24校に拡大する計画である。

ケ 過剰包装の抑制

市民に対して買い物袋の持参（マイバッグ）を推進するほか、過剰包装を断るなどの習慣が定着するよう働きかけている。

コ 集団資源回収

構成市では、町内会等の民間団体による集団資源回収が行われており、実施団体には市が奨励金を交付している。

サ 紙パック・トイレットペーパー交換制度

志木市では、牛乳やジュースなどの紙パック（500ml以上）を公共施設で回収し、紙パック30枚とトイレットペーパー1ロールの交換を実施している。

シ 余剰品登録制度

志木市と富士見市では「余剰品登録制度」により、市内の家庭における余剰品で再利用できるものの情報を市が広く紹介することで、製品の再使用を推進している。

ス 再利用あっせん窓口

新座市では「再利用あっせん窓口」により、市内居住者からの再利用可能な品物の情報を広報紙や市のホームページで提供し、譲渡希望者に品物を紹介することで再利用を推進している。

セ 事業者等による資源回収、ごみ減量への取り組みの推進

構成市のスーパー等では、トレイ、紙パック、ペットボトル、アルミ缶等を店頭回収し、資源回収業者に引き渡して資源化している。

新座市では、市民や事業者には「環境にやさしい生活」を考え、具体的な行動をしてもらうために、「ごみ減量・再資源化協力店制度」を実施している。本制度は、エコマーク商品の販売、簡易包装、レジ袋の削減、トレイ・紙パック等の店頭回収などを取り組んでいる店舗を「ごみ減量・再資源化協力店」に認定し、市民（消費者）にリサイクル商品の購入やマイバッグ持参などの協力を啓発するものである。

(2) 処理体制

本組合は、構成市から排出されるごみを適正に中間処理している。また、収集・運搬は構成市が行っており、今後とも協力・連携体制を強化し、より適正なごみ処理を推進するものとする。

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

現在、構成市ではリサイクル資源、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみに区分して分別収集しており、リサイクル資源、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみはステーション方式で収集、粗大ごみは委託業者による戸別収集をしている。

今後は、分別徹底による資源回収量の向上や最終処分量削減のための検討を総合的に進めることにより、循環型社会の構築を推進するものとする。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者により組合のごみ処理施設に搬入されている。

搬入時の分別区分は、家庭系ごみの分別区分に準じており、施設に搬入する際、持ち込まれたごみの検査を実施している。このとき適正に分別されていない場合には、搬入した業者に対して指導することにより、ごみの減量化への取り組みの推進を図っている。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、組合のごみ処理施設では産業廃棄物の処理は行っていない。

施設の更新を行った後も、組合のごみ処理施設での取り扱い是一般廃棄物のみとする。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などによりごみ減量に努め、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を推進する。
- ◇ 事業者などへの適正なごみ排出やリサイクルの推進に向けた指導を継続する。
- ◇ 富士見環境センター粗大ごみ処理施設及び有価物回収施設の更新を行い、不燃ごみ、粗大ごみ、及びビンの適正処理と資源化を推進する。
- ◇ 焼却施設については、今後更新計画を策定する。
- ◇ 最終処分量の削減に向けて、焼却灰の資源化量の拡大について検討する。

表2 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成22年度)			処理量 (t)
分別区分	処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	富士見環境センター 焼却施設	71,377
		新座環境センター 東工場・西工場	
不燃ごみ*	破碎・選別	富士見環境センター 粗大ごみ処理施設	2,567
		〔新座環境センター 粗大ごみ切断処理施設〕	
粗大ごみ*	資源化	最終処分 (民間の処分場)	2,143
		資源化(民間業者)	
ビン	保管	資源化(民間業者)	2,886
		資源化	
カン	保管	資源化(民間業者)	1,164
		資源化	
リサイクル資源	リサイクル	新聞紙	4,625
		雑誌類	
		ダンボール	
		紙パック	
		紙製容器包装 その他	
		衣類・布類	
資源プラスチック	保管	リサイクルプラザ	2,334
		資源化(民間業者)	
ペットボトル	保管	ペットボトル保管施設	1,128
		資源化(民間業者)	
有害ごみ	保管	乾電池、廃蛍光灯 保管施設	109
		資源化(民間業者)	

※不燃ごみ、粗大ごみ中の金属類(鉄・アルミ)は、破碎・選別処理後、民間業者に引き渡して資源化

今後(平成29年度)			処理量 (t)
分別区分	処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	富士見環境センター 焼却施設	64,656
		新座環境センター 東工場・西工場	
不燃ごみ*	破碎・選別	富士見環境センター 粗大ごみ処理施設	2,492
		〔新座環境センター 粗大ごみ切断処理施設〕	
粗大ごみ*	資源化	最終処分 (民間の処分場)	2,150
		資源化(民間業者)	
ビン	保管	資源化(民間業者)	2,562
		資源化	
カン	保管	資源化(民間業者)	977
		資源化	
リサイクル資源	リサイクル	新聞紙	3,265
		雑誌類	
		ダンボール	
		紙パック	
		紙製容器包装 その他	
		衣類・布類	
資源プラスチック	保管	リサイクルプラザ	3,585
		資源化(民間業者)	
ペットボトル	保管	ペットボトル保管施設	1,258
		資源化(民間業者)	
有害ごみ	保管	乾電池、廃蛍光灯 保管施設	97
		資源化(民間業者)	

(3) 処理施設の整備

(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	38 t /日 (1日5時間稼動)	埼玉県富士見市 大字勝瀬 480 番地	H25 ～ H26

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対処、施設の効率化、資源化の推進。

(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る発注支援事業	施設基本設計、施設整備仕様書作成	H24
	マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H24

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

不法投棄対策のため、構成市と協力を継続するとともに、市民・事業者に対する不法投棄防止に向けた意識啓発に努める。

併せて、地域住民や警察機関等との連携を図ることで監視体制を強化するなど、不法投棄の未然防止に向けた取り組みの推進に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に組合でのごみ処理が不可能になった場合に備えて、周辺地域の自治体や組合との連携体制を構築する。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物については、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県一般廃棄物連合会などとの連携体制を構築することなどにより、円滑かつ適正に処理できる体制を整備する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

組合及び構成市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

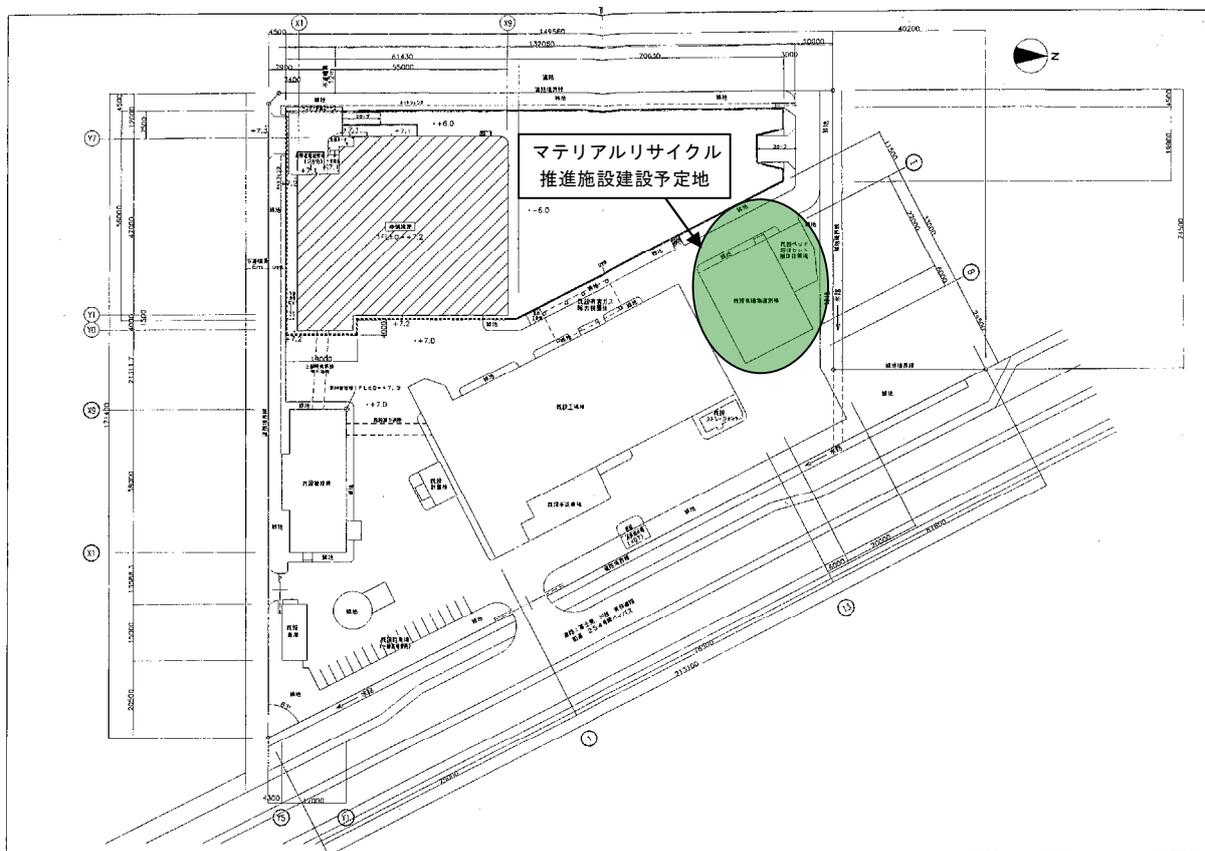
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

別 添 資 料

別添資料 1 対象地域図



別添資料 2 富士見市環境センター配置図



別添資料3 現有処理施設の概要

1. 富士見環境センター

項 目		内 容	
所在地		埼玉県富士見市大字勝瀬 480 番地	
焼却施設	焼却対象廃棄物	可燃ごみ、処理残渣	
	処理方式	ストーカ式（可動）	
	炉型式	全連続運転	
	処理能力	180t/24h（90t×2基）	
	使用開始	1986年度	
	余熱利用の状況	場内温水	
	発電能力	無し	
	灰処理設備	焼却灰・集じん灰：薬剤処理	
粗大ごみ 処理施設	処理対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ	
	処理方式	破碎、選別	
	処理能力	30t/5h	
	使用開始	1986年度	
	備考	家具の修理・展示・販売を実施	
資源化等を 行う施設	施設区分	有価物回収施設	プラスチック分別処理施設
	処理対象廃棄物	ビン、その他	プラスチック
	処理内容	選別	選別、圧縮、梱包
	処理能力	31t/5h	26t/5h
	使用開始	1986年度	2001年度

2. 新座環境センター

項 目		内 容	
所在地		埼玉県新座市大和田三丁目 9 番 1 号	
焼却施設	施設名	東工場	西工場
	焼却対象廃棄物	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ
	処理方式	ストーカ式（可動）	ストーカ式（可動）
	炉型式	全連続運転	全連続運転
	処理能力	90t/24h（1基）	90t/24h（1基）
	使用開始	1979年度	1994年度
	余熱利用の状況	場内温水、場外温水	場内温水、場内蒸気
	発電能力	無し	無し
	灰処理設備	焼却灰・集じん灰：薬剤処理	焼却灰・集じん灰：薬剤処理
粗大ごみ 切断処理施設	処理対象廃棄物	可燃性粗大ごみ	
	処理方式	切断	
	処理能力	5t/5h	
	使用開始	1979年度	
	備考	可燃性粗大ごみのみを処理	

別添資料4 分別区分説明資料

■行政が収集するごみ

分別区分	ごみの種類	出し方	収集回数	収集方法	
リサイクル資源	ビン (スプレー缶)	飲食品の空きビン、スプレー缶、携帯用ガスボンベ	集積所の黄色のカゴに入れる。	週1回	ステーション方式
	カン	1斗缶以下のカン全部	集積所の青色のカゴに入れる。	週1回	
	ペットボトル	PET マークのあるもの全部	集積所の青色の網袋に入れる。	週1回	
	資源プラスチック	プラスチック製容器包装、金属等の付いていないプラ製品	集積所の緑色の網袋に入れる。	週1回	
	紙・布類※ ¹	新聞紙、雑誌類、紙製容器包装、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、布類、毛布	種類別に分けてひもで縛って集積所に出す。	週1回	
可燃ごみ	リサイクルできない紙くず・布製品、紙おむつ、生ごみ、草木類、木片、ゴム・皮製品、発泡スチロールなど	透明・白色半透明のビニール袋（レジ袋も可）に入れて集積所に出す。	週2回		
不燃ごみ※ ²	リサイクルできない金物、ガラス、陶器類、プラスチック（他の素材と複合したもの）、小型家電製品など	集積所の緑色のカゴに入れる。	月2回		
有害ごみ※ ²	乾電池、ライター、体温計・温度計、電球・蛍光灯	集積所の回収ボックスに入れる。または集積所の指定の場所に置く。	月2回		
粗大ごみ	家具類、家電製品類、寝具類、自転車など	品目毎に手数料納付券を貼り、指定日に自宅前等の指定場所に出す。	随時	—	

※1. 「紙・布類」は分別回収されるが、組合の施設には搬入されず、直接資源化される。

※2. 不燃ごみ、有害ごみの収集は、富士見市のみ週1回。

■行政が収集しないごみ

分別区分	ごみの種類	出し方	搬入日時	搬入方法
事業系ごみ	商店・飲食店・旅館など事業所から出るごみ	組合の環境センターに直接持ち込み。	随時※	直接搬入
一時多量ごみ	引越し、大掃除などに際して家庭から多量に出されるごみ	組合の環境センターに直接持ち込み。	随時※	直接搬入

※直接搬入できる時間

- ・月曜日から金曜日：午前9時～11時30分、午後1時～4時
- ・土曜日：午前9時～11時30分

別添資料5 目標の設定に関するグラフ等

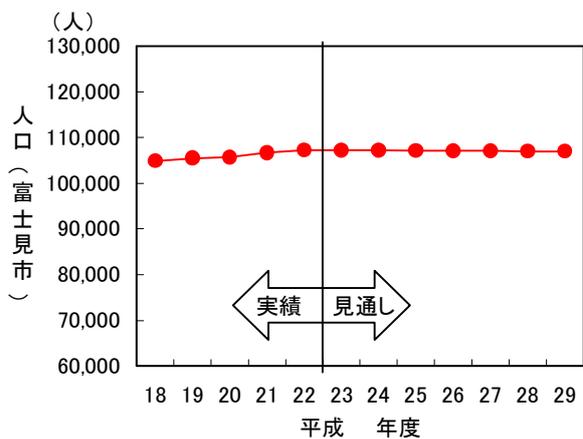
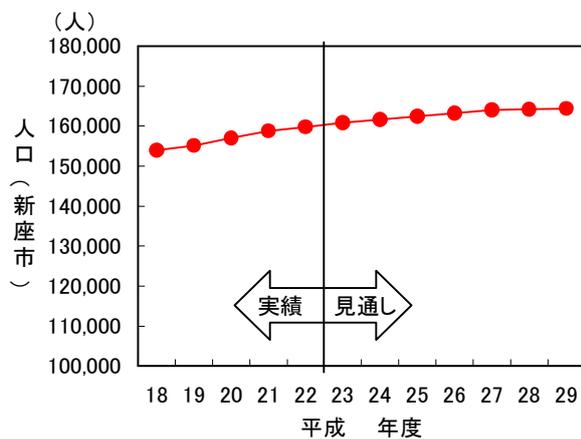
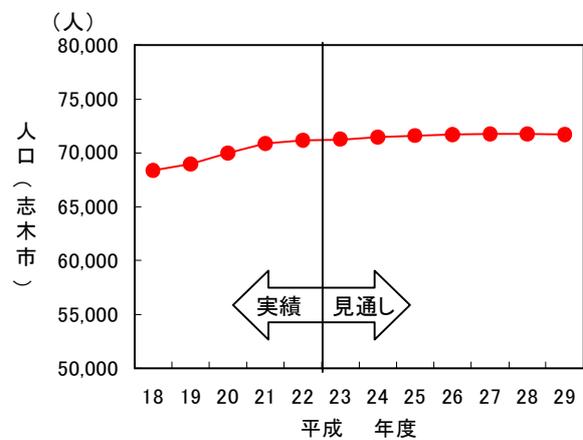
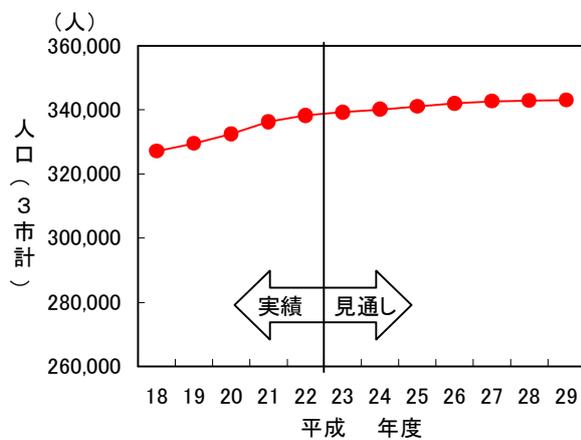
予測値は、減量化の目標量が達成された場合の値を示す。

一般廃棄物処理の実績と見通し

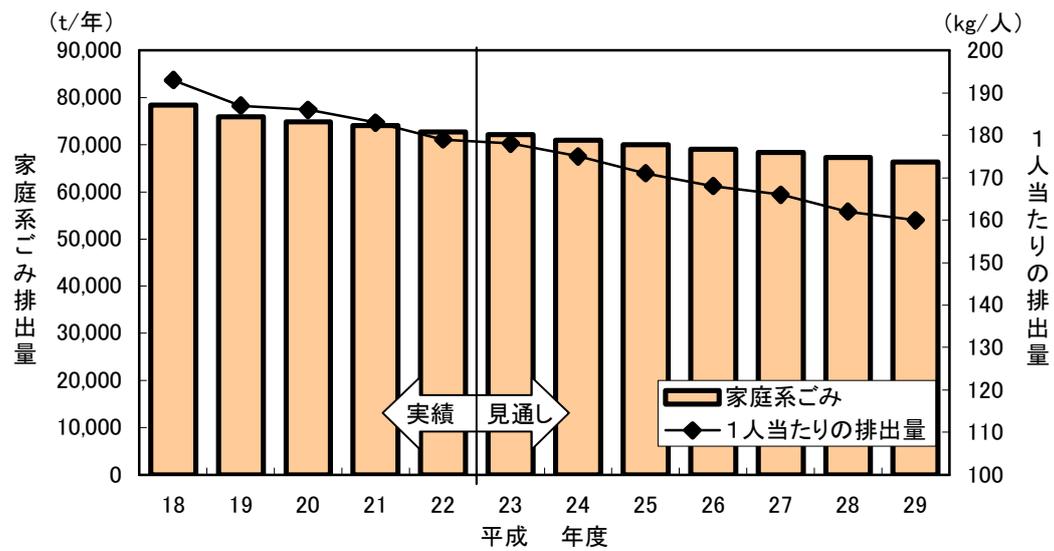
指 標	単位	実績					見通し						
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人口	人	327,205	329,575	332,576	336,279	338,239	339,289	340,228	341,125	341,978	342,791	342,964	343,097
志木市	人	68,369	68,954	69,960	70,867	71,190	71,269	71,452	71,592	71,689	71,745	71,757	71,728
新座市	人	153,931	155,164	156,934	158,761	159,786	160,800	161,600	162,400	163,200	164,000	164,200	164,400
富士見市	人	104,905	105,457	105,682	106,651	107,263	107,220	107,176	107,133	107,089	107,046	107,007	106,969
家庭系ごみ	t/年	78,407	75,927	74,881	74,004	72,758	72,207	70,977	70,005	69,083	68,391	67,252	66,357
1人当たりの排出量	kg/人	193	187	186	183	179	178	175	171	168	166	162	160
事業系ごみ	t/年	16,506	15,926	15,655	15,453	15,575	15,607	15,411	15,261	15,113	15,007	14,820	14,685
1事業所当たりの排出量	t/事業所	1.69	1.57	1.55	1.46	1.53	1.53	1.51	1.49	1.47	1.46	1.43	1.42
事業系家庭系排出量合計	t/年	94,913	91,853	90,536	89,457	88,333	87,814	86,388	85,266	84,196	83,398	82,072	81,042
再生利用量	t/年	33,105	30,852	29,266	27,905	27,737	27,584	27,319	27,036	27,125	27,246	27,143	27,112
リサイクル率	%	31.0	30.0	29.1	28.2	28.4	28.4	28.6	28.7	29.0	29.4	29.7	30.0
減量化量	t/年	68,014	66,611	66,106	65,771	64,814	64,358	63,252	62,335	61,430	60,701	59,569	58,656
減量化率	%	71.7	72.5	73.0	73.5	73.4	73.3	73.2	73.1	73.0	72.8	72.6	72.4
最終処分量	t/年	5,593	5,375	5,203	5,326	5,114	5,113	5,035	4,972	4,910	4,861	4,780	4,714
最終処分率	%	5.9	5.9	5.7	6.0	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8

注. 再生利用量には集団回収量を含む。

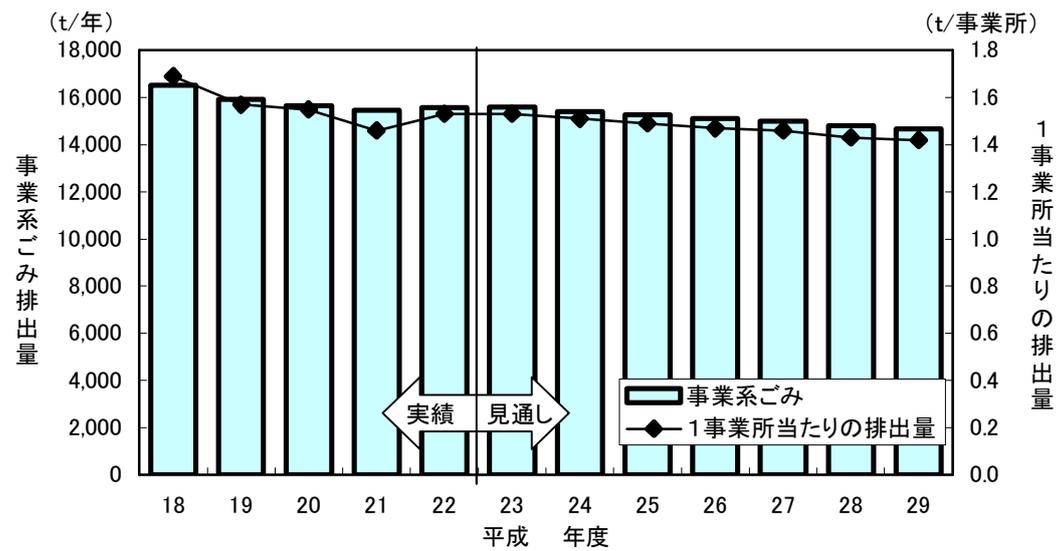
■人口（3市計、志木市、新座市、富士見市）



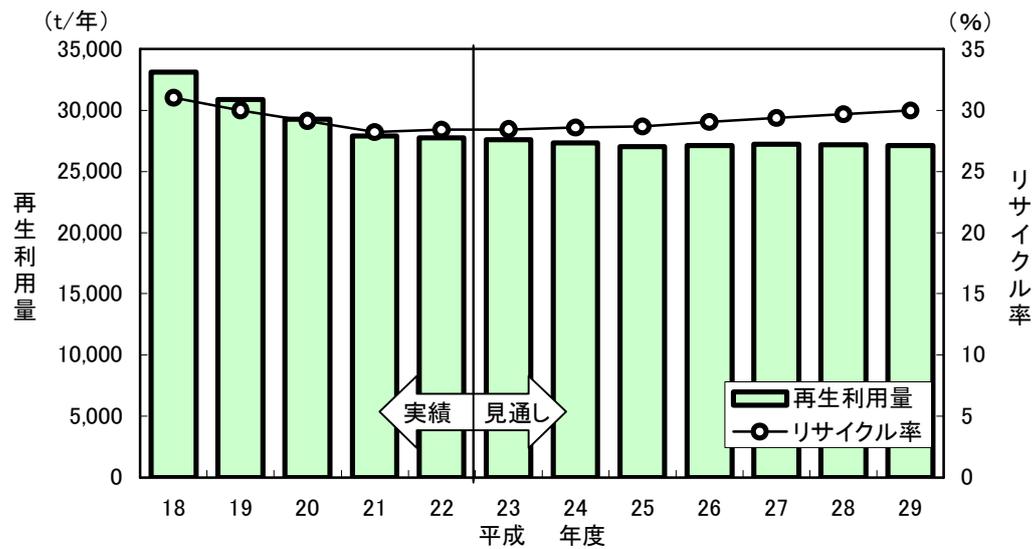
■家庭系ごみ



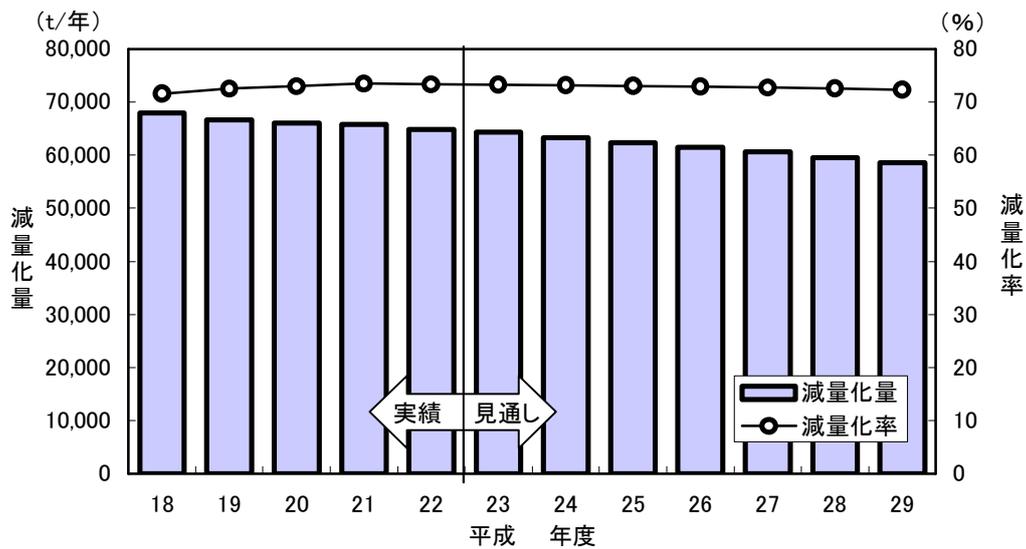
■事業系ごみ



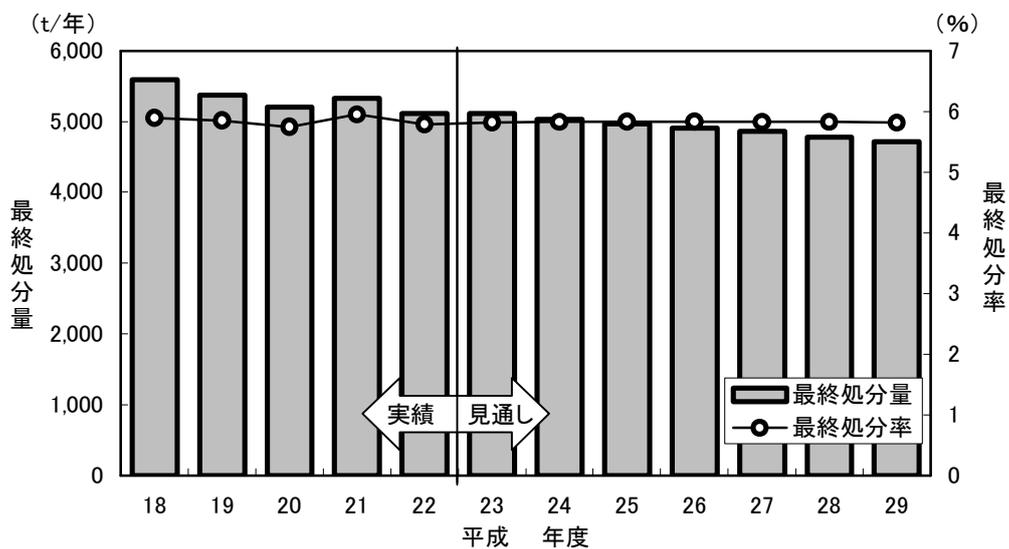
■再生利用量とリサイクル率



■減量化量と減量化率



■最終処分量と最終処分率



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成24年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	志木地区衛生組合地域	(2) 地域内人口	339,888 人	(3) 地域面積	51.56 km ²
(4) 構成市町村等名	志木市、新座市、富士見市	(5) 地域の要件*	人口	半島	その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	名称：志木地区衛生組合(以下「組合」と表示) 組合を構成する市町村：志木市、新座市、富士見市 設立：昭和39年6月 足立町外2町衛生組合として設立		豪雪	山村	過疎

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成29年度	
排出量	事業系	16,506	15,926	15,655	15,453	15,575	14,685	H22比 -5.7%
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.69	1.57	1.55	1.46	1.53	1.42	H22比 -7.2%
	家庭系	78,407	75,927	74,881	74,004	72,758	66,357	H22比 -8.8%
	合計	94,913	91,853	90,536	89,457	88,333	81,042	H22比 -8.3%
再生利用量	直接資源化量(トン)	7,819 (8.2%)	6,623 (7.2%)	5,656 (6.2%)	5,138 (5.7%)	4,625 (5.2%)	3,265 (4.0%)	H22比 -29.4%
	総資源化量(トン)	33,105 (31.0%)	30,852 (30.0%)	29,266 (29.1%)	27,905 (28.2%)	27,737 (28.4%)	27,112 (30.0%)	H22比 -2.3%
熱回収量	熱回収量(年間の発電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	
中間処理による減量化	減量化量(中間処理前後の差 トン)	68,014 (71.7%)	66,611 (72.5%)	66,106 (73.0%)	65,771 (73.5%)	64,814 (73.4%)	58,656 (72.4%)	H22比 -9.5%
	埋立最終処分量(トン)	5,593 (5.9%)	5,375 (5.9%)	5,203 (5.7%)	5,326 (6.0%)	5,114 (5.8%)	4,714 (5.8%)	H22比 -7.8%

※1 ()の数値は、排出量に対する割合を示す。ただし、総資源化量のみ排出量と集団回収量の合計に対する割合を示す。

※2 四捨五入の関係上、個々の数値の和と合計の値が一致しない場合がある。

※3 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ等を添付する。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)		
富士県環境センター 焼却施設	組合	全連続運転・ ストローカ式(可動)	有	180t/24h (90t×2基)	昭和61年4月	—	—	—	—	—	—	—
富士県環境センター 粗大ごみ処理施設	組合	破碎、選別	有	30t/5h	昭和61年4月	平成26年3月	設備の老朽化	—	—	—	—	—
富士県環境センター 有価物回収施設	組合	選別	有	31t/5h	昭和61年4月	平成26年3月	設備の老朽化	—	—	—	—	—
リサイクルプラザ (プラスチック分別処理施設)	組合	選別、圧縮、梱包	有	26t/5h	平成13年11月	—	—	—	—	—	—	—
新座環境センター 東工場	組合	全連続運転・ ストローカ式(可動)	有	90t/24h (1基)	昭和54年1月	—	—	—	—	—	—	—
新座環境センター 西工場	組合	全連続運転・ ストローカ式(可動)	有	90t/24h (1基)	平成6年10月	—	—	—	—	—	—	—
新座環境センター 粗大ごみ切断処理施設	組合	切断	有	5t/5h	昭和54年1月	—	—	—	—	—	—	—
富士県環境センター 粗大ごみ処理施設	組合							破碎、選別	平成26年7月	25t/5h	マテリアルサイクル 推進施設	
富士県環境センター 有価物回収施設	組合							ピン選別	平成26年7月	13t/5h	上記と同一の 施設	

*計画地域内の施設の現況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成24年度)

事業種別	事業番号 *1	事業主体 名称 *2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				開始	終了	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度			
○マテリアルリサイクル推進施設						1,679,549	0	223,100	1,456,449	0	0	1,599,249	0	195,260	1,403,989	0	0	志木市 新座市 富士見市
マテリアルリサイクル推進施設 整備事業	1	組合	38 t/日	H25	H26	1,679,549	0	223,100	1,456,449	0	0	1,599,249	0	195,260	1,403,989	0	0	
○施設整備に係る計画支援事業						3,717	3,717	0	0	0	0	3,717	0	0	0	0	0	
発注支援事業	31	組合		H24	H24	2,037	2,037	0	0	0	0	2,037	0	0	0	0	0	
生活環境影響調査事業	31	組合		H24	H24	1,680	1,680	0	0	0	0	1,680	0	0	0	0	0	
合 計						1,683,266	3,717	223,100	1,456,449	0	0	1,602,966	3,717	195,260	1,403,989	0	0	

*1 事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する番号と一致すること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

*2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

*3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

*4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号*1	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11-1	ごみの減量に対する意識の向上	啓発活動・情報提供により市民・事業者の意識の向上を図る。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	11-2	環境教育・環境学習の推進	ごみ処理施設見学会などの機会拡大、各種イベントでの展示・講演等。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	12-1	事業系ごみ分別の徹底	適正に分別されていない場合の搬入規制など指導を徹底。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	12-2	事業系ごみ手数料の見直し	事業系ごみの手数料を見直し、一層のごみ減量に向けた動機づけを行う。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H25		検討		未定			検討施策のため、実施未定
	13	家庭系ごみの有料化の検討	家庭系ごみを有料化し、ごみ減量や分別徹底のための動機づけを行う。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H25		検討		未定			検討施策のため、実施未定
	14	再生家具の販売	粗大ごみとして出された家具の再生による再利用の推進。	組合	H24	H28		実施					
	15-1	生ごみの減量化の推進	生ごみの発生抑制のための啓発活動、生ごみ処理容器等の購入助成。	志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	15-2	公共施設から出される生ごみの資源化	学校給食の残渣等をリサイクル事業者の施設で堆肥化。	新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	16	過剰包装の抑制	マイバッグの持参や過剰包装を断るなどの消費行動への啓発・PR等。	志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	17-1	集団回収の活性化	集団回収実施団体への支援の継続。	志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	17-2	資源物の分別収集の推進	市民へのごみの分別徹底の呼びかけ。	志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	18	紙パック・トイレトペーパー交換制度	紙パックを公共施設で回収し、トイレトペーパーと交換。	志木市	H24	H28		実施					
	19	余剰品登録制度	家庭の余剰品の情報を市が紹介し、製品の再利用を推進。	志木市、富士見市	H24	H28		実施					
	20	再利用あっせん窓口	再利用可能な品物の情報を市の広報紙等で紹介し、製品の再利用を推進。	新座市	H24	H28		実施					
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	施設を更新し、不燃ごみ・粗大ごみの適正処理と資源化を推進する。	組合	H25	H26	○	整備事業					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	発注支援事業	施設基本設計、施設整備仕様書作成	組合	H24	H24	○	基本設計					関連事業1
	31	生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	組合	H24	H24	○	生活環境影響調査					関連事業1

施策種別	事業番号 *1	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発。	志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	42	不法投棄対策	看板設置、巡回/パトロール、市民・事業者に対する意識啓発。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					
	43	災害時の廃棄物処理体制の整備	周辺自治体や関係団体等との連携・協力体制の強化。	組合、志木市、新座市、富士見市	H24	H28		実施					

*1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	志木地区衛生組合
(2) 施設名称	富士見環境センター 新リサイクル施設
(3) 工期	平成25年度 ~ 平成26年度
(4) 施設規模	処理能力 38t/日(予定)
(5) 形式及び処理方式	破碎、選別、保管等
(6) 地域計画内の役割	資源回収・有効利用の促進、ごみの適正処理等
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(9) 生成する原材料 及びその利用計画	
-------------------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	
---------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
---------------------------	--

(12) 事業計画額	1,679,549 千円
------------	--------------

計 画 支 援 概 要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	志木地区衛生組合	
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設の整備のため	
(3) 事業名称	発注支援事業	生活環境影響調査事業
(4) 事業期間	平成24年度	平成24年度
(5) 事業概要	施設基本設計、 施設整備仕様書作成	生活環境影響調査
(6) 事業計画額	2,037千円	1,680千円